

## 浜松市自主防災隊防災委員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域における住民の生命及び財産を守るため、防災についての知識及び技能等を活用し、地域住民の防災意識の高揚を図り、もって、自主防災組織の活動を推進するため設置する防災委員について必要な事項を定める。

### (役割)

第2条 防災委員は、防災についての研修会、講演会等に積極的に参加し、得られた知識技能等を自主防災組織を通じて、各家庭や地域住民へ普及・啓発を図り、地域防災活動の活性化を促進する。

2 防災委員は、持っている知識、技能等を十分に活用し自主防災隊長及び副隊長の職務を補佐し、又は補完しなければならない。

### (委嘱)

第3条 防災委員は、防災について公正適切な判断力及び行動力を有し、地域防災活動に理解のある住民のなかから、自主防災隊長の推薦に基づき、浜松市自主防災隊連合会長が委嘱するものとする。

### (任期)

第4条 防災委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

### (定数)

第5条 防災委員の定数は、世帯数が300世帯未満の自主防災隊にあつては2名、300世帯以上1,000世帯未満の自主防災隊にあつては3名、1,000世帯以上の自主防災隊にあつては5名とする。

### (その他)

第6条 その他この要綱に関し必要な事項は、浜松市自主防災隊連合会が所管する。

## 附 則

この要綱は、平成3年7月29日から施行する。